

▶ 市町村・岡山県の担当窓口

市町村	避難行動要支援者に関すること	個別避難計画に関すること	防災全般に関すること	(※)名簿情報の同意確認の時期
岡山市	危機管理室 TEL:086-803-1082	危機管理室 TEL:086-803-1082	危機管理室 TEL:086-803-1082	12月～1月
倉敷市	保健福祉推進課 TEL:086-426-3303	防災推進課 TEL:086-426-3131	防災推進課 TEL:086-426-3131	12月～2月
津山市	生活福祉課 TEL:0868-32-2063	生活福祉課 TEL:0868-32-2063	危機管理室 TEL:0868-32-2042	随時
玉野市	福祉政策課 TEL:0863-32-5564	福祉政策課 TEL:0863-32-5564	危機管理課 TEL:0863-32-5560	2月頃
笠岡市	地域福祉課 TEL:0865-69-2133	地域福祉課 TEL:0865-69-2133	危機管理課 TEL:0865-69-2222	随時
井原市	福祉課 TEL:0866-62-9516	福祉課 TEL:0866-62-9516	危機管理課 TEL:0866-62-9550	随時
総社市	危機管理室 TEL:0866-92-8599	危機管理室 TEL:0866-92-8599	危機管理室 TEL:0866-92-8599	2月頃
高梁市	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	防災復興推進課 TEL:0866-21-0246	12月～1月
新見市	福祉課 TEL:0867-72-6126	福祉課 TEL:0867-72-6126	総務課 TEL:0867-72-6205	随時
備前市	社会福祉課 TEL:0869-64-1827	危機管理課 TEL:0869-64-1809	危機管理課 TEL:0869-64-1809	3月頃
瀬戸内市	危機管理課 TEL:0869-22-3904	危機管理課 TEL:0869-22-3904	危機管理課 TEL:0869-22-3904	12月頃
赤磐市	くらし安全課 TEL:086-955-2650	くらし安全課 TEL:086-955-2650	くらし安全課 TEL:086-955-2650	11月頃
真庭市	福祉課 TEL:0867-42-1581	福祉課 TEL:0867-42-1581	危機管理課 TEL:0867-42-1126	随時
美作市	危機管理室 TEL:0868-72-1111	危機管理室 TEL:0868-72-1111	危機管理室 TEL:0868-72-1111	随時
浅口市	社会福祉課 TEL:0865-44-7007	社会福祉課 TEL:0865-44-7007	くらし安全課 TEL:0865-44-9006	10月～12月
和気町	健康福祉課 TEL:0869-93-3681	健康福祉課 TEL:0869-93-3681	危機管理室 TEL:0869-93-1123	6月頃
早島町	健康福祉課 TEL:086-482-2483	健康福祉課・総務課 TEL:086-482-2483	総務課 TEL:086-482-0611	7月頃
里庄町	健康福祉課 TEL:0865-64-7211	総務課・健康福祉課 TEL:0865-64-3111	総務課 TEL:0865-64-3111	随時
矢掛町	福祉介護課 TEL:0866-82-1026	福祉介護課 TEL:0866-82-1026	総務防災課 TEL:0866-82-1010	随時
新庄村	住民福祉課 TEL:0867-56-2646	住民福祉課 TEL:0867-56-2646	総務企画課 TEL:0867-56-2626	随時
鏡野町	総合福祉課 TEL:0868-54-2986	総合福祉課 TEL:0868-54-2986	くらし安全課 TEL:0868-54-2621	随時
勝央町	健康福祉部 TEL:0868-38-7102	健康福祉部 TEL:0868-38-7102	総務部 TEL:0868-38-3111	11月～12月
奈義町	こども・長寿課 TEL:0868-36-6700	こども・長寿課 TEL:0868-36-6700	総務課 TEL:0868-36-4111	随時
西粟倉村	保健福祉課 TEL:0868-79-2233	保健福祉課 TEL:0868-79-2233	総務企画課 TEL:0868-79-2111	随時
久米南町	保健福祉課 TEL:086-728-4411	保健福祉課 TEL:086-728-4411	総務企画課 TEL:086-728-2111	11月頃
美咲町	福祉事務所 TEL:0868-66-1129	くらし安全課 TEL:0868-66-1112	くらし安全課 TEL:0868-66-1112	随時
吉備中央町	福祉課 TEL:0866-54-1317	福祉課 TEL:0866-54-1317	総務課 TEL:0866-54-1313	6～7月
岡山県	危機管理課 TEL:086-226-7562	危機管理課 TEL:086-226-7562	危機管理課 TEL:086-226-7562	—

※「名簿情報の同意確認の時期」は、避難行動要支援者の名簿情報を消防機関や自主防災組織などの関係者に情報提供することについて、市町村が避難行動要支援者本人から同意をいただくため、同意書を郵送したり、直接訪問して確認する時期のことです。なお、すでに同意をいただいている場合は、同意書を郵送しない市町村もあります。

医療・福祉・介護関係者の皆様へ



大切な人を 災害から 守るために



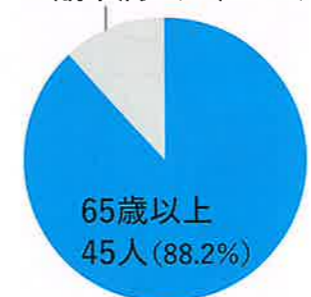
～個別避難計画作成の協力をお願いします～

▶ 近年の自然災害による被害

近年、集中豪雨や台風、地震などの大規模災害が多発し、全国各地で被害が相次いでいます。特に高齢者や障がいのある方など、避難のために支援が必要な方に被害が集中しており、岡山県でも平成30年7月豪雨災害において、多くの高齢者や障がいのある方の命が失われました。

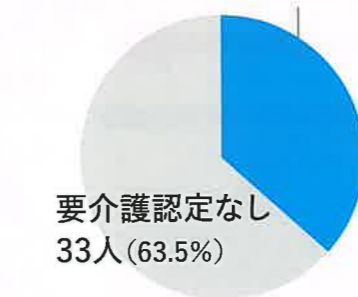
▶ 平成30年7月豪雨災害の人的被害の状況 出典：平成30年7月豪雨災害記録誌(岡山県作成)

65歳未満 6人(11.8%)



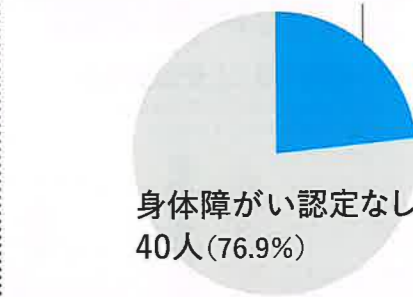
年齢階層の内訳
(倉敷市真備町)

要介護認定あり 19人(36.5%)



要介護認定の有無
(倉敷市)

身体障がい認定あり 12人(23.1%)



身体障がい認定の有無
(倉敷市)

▶ 避難行動要支援者支援制度

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に避難のために特に支援が必要な方である「避難行動要支援者」の名簿を整備することが市町村に義務づけられました。また、避難行動要支援者本人から同意が得られたときに、消防機関や民生委員、自主防災組織等に名簿情報を平時に提供することが可能になりました。

令和3年には避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者が災害時に「だれ」と「どこ」に避難し、「避難時や避難先で配慮が必要なことは何か」をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされ、計画作成の取組が進められています。

▶ 避難行動要支援者の対象となる方

避難行動要支援者の対象となる方は、それぞれの市町村が定めます。

避難行動要支援者となりうる方の例を以下に示します。

生活の基盤が**自宅**にある方のうち、次のいずれかの要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓など内部機能障がいのみで該当するものは除く)
- ③ 重度以上と判定された知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市町村の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記の①～⑤以外の方で、避難支援を要し、名簿掲載を自ら希望する者

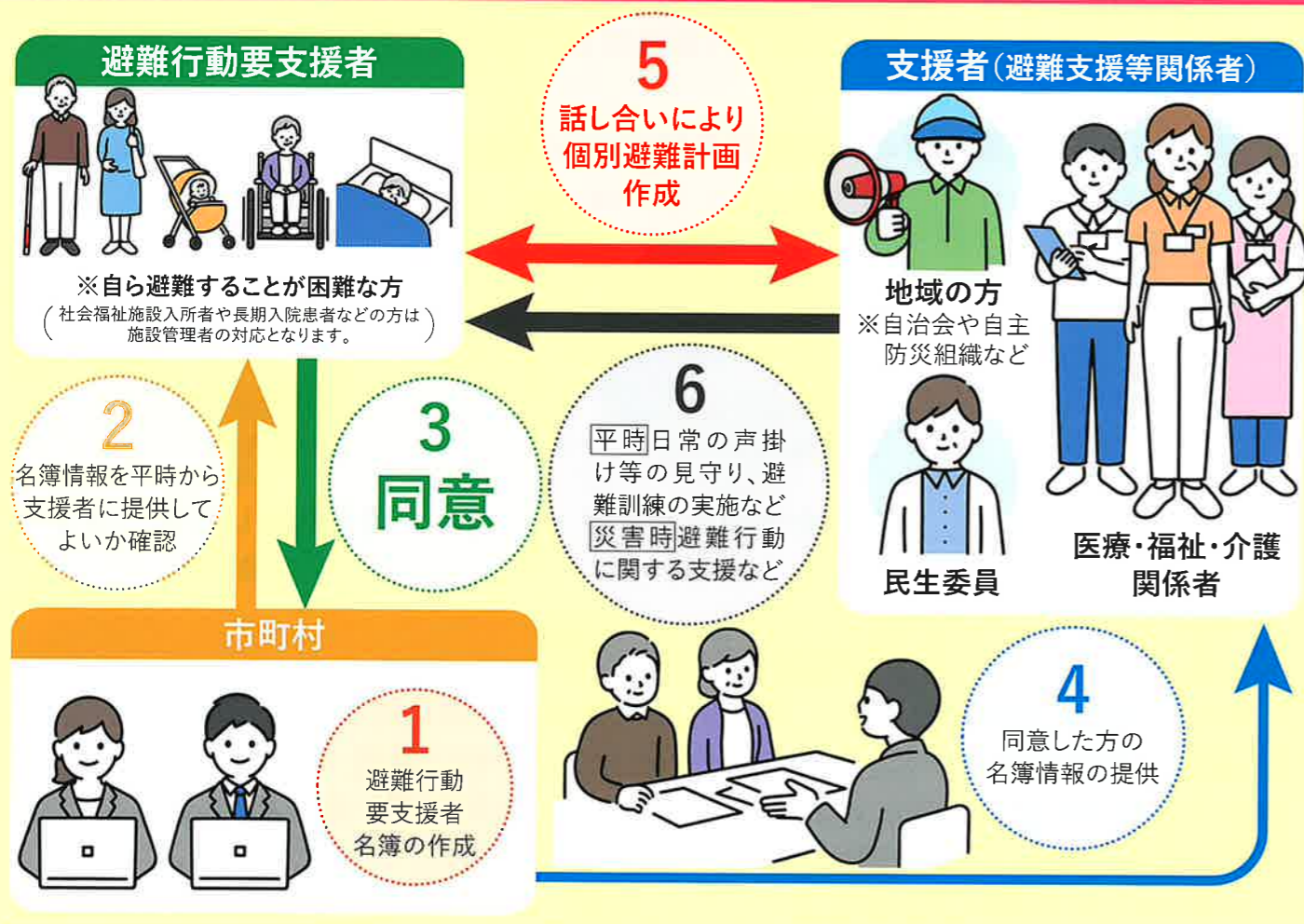
※保護者だけでは避難が困難な医療的ケア児・者なども対象になります。

ただし、要件に該当しても施設に入所されている方や長期入院されている方は対象から外れます。

※避難行動要支援者の具体的な対象は、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

▶ 個別避難計画の作成の流れ

個別避難計画の作成の流れのイメージ図



個別避難計画の作成には、避難行動要支援者とその家族だけでなく、地域の方々や民生委員、そして医療・福祉・介護関係者などさまざまな関係者の協力が必要です。

▶ 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には以下の項目を記載します。

- ① 避難行動要支援者に関する情報(氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由など)
- ② 支援者に関する情報(氏名、住所、連絡先)
- ③ 避難先や避難経路に関する情報

※個別避難計画の様式や記載項目は市町村ごとに異なります。詳しくは各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

▶ 個別避難計画の活用

個別避難計画の活用は災害時だけではなく、支援者による見守りや「地域のつながり」を強くするための環境づくりなど、平時にも活用されます。



医療・福祉・介護関係者へのお願い



- 避難行動要支援者に該当する方やそのご家族の方に避難行動要支援者と個別避難計画の制度の周知をお願いします。
- 地域の方や民生委員だけでは避難行動要支援者から避難時に配慮が必要なことを聞き取ったり、避難先を調整することが難しい場合もあります。市町村などから個別避難計画の作成や避難先として避難行動要支援者の受入れの協力要請がありましたら、ご協力をお願いします。

Q&A

Q1 避難行動要支援者等の個人情報を守られますか？

A1 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた避難支援者等は、知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

Q2 個別避難計画を作成した場合、作成者や支援者にも避難支援等に責任が生じるのですか？

A2 個別避難計画は、避難の円滑化や避難行動の可能性を高めるために作成するものです。そのため、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、法的な義務や責任は負いません。

Q3 仕事が忙しくて個別避難計画作成の協力は難しいのですが。

A3 避難行動要支援者宅に訪問したときに、「避難行動要支援者名簿の本人情報の提供に同意しましたか？」と声をかけていただくだけでもかまいません。可能な範囲でご協力をお願いします。